

## 地方公務員共済制度に関する改正要望

- 被用者年金制度が一元化されるとともに、共済掛金や短期・長期給付の算定の基礎が「手当率制」から「標準報酬制」に移行されたことにより、私ども地方公務員共済グループについては、平成27年10月より掛金の算定や各給付のしくみ等が大幅に変わりましたが、それ以来、当組合の組合員からいくつかの意見が寄せられております。
- 本要望は、地方職員共済組合地方共済事務局に寄せられたこれらの意見をもとに、現行地方公務員共済制度の改正についてのご検討を要望するものであり、あわせて、組合員の意見を踏まえた制度改正に関する検討課題（中長期的な検討を求めるもの）をとりまとめたものであります。
- 今後、公的年金制度及びこれに関連する制度に検討を加える際には、組合員たる多くの地方公務員とその家族が安心して働き暮らせるよう、本要望についても検討されますことをお願いいたします。

平成29年11月10日

地方職員共済組合

## 制度改正要望

### ○ 退職一時金の返還に係る本人選択制の導入等

1. 現行制度においては、過去に退職一時金を受給した組合員に年金受給権が発生した場合、退職一時金と利息相当額を返還し、当該退職一時金算定基礎期間を含めて年金を決定することとされております。

このことについて、利息相当額が高額となることから、改善を求める声があります。

そのため、例えば、現行の方法又は退職一時金と利息相当額は返還せず当該期間を除いて年金を決定する方法のいずれかを本人が選択できるようにするなどの制度について検討いただきますようお願いいたします。

(根拠法令)

被用者年金一元化法 附則第 63 条第 1 項

2. 現行制度において、脱退一時金を受給した期間については、年金の受給権が発生させる期間である合算対象期間に含めないこととされております。

このことについて、厚生年金における類似の制度である脱退手当金については受給した期間が合算対象期間に含まれており、それと同様の取扱いを求める声があります。

そのため、脱退一時金を受給した期間も合算対象期間に含めることについて検討いただきますようお願いいたします。

(根拠法令)

国民年金法 昭和 60 年改正附則第 8 条

## ○ 標準報酬月額の随時改定における保険者算定の特例の適用

現在、当組合を含む各地方公務員共済では、標準報酬月額の定時決定において年間の報酬の月平均額との比較により保険者が算定する「保険者算定の特例」を適用しておりますが、随時改定においてはこの特例を適用しておらず、昇給時期の相違等により保険料負担に大きな差異が生じるケースがあります。

このことについては、先般、総務省行政評価局より厚生労働省保険局及び年金局に対し、保険料負担の公平性を図る観点から随時改定においてもこの特例を適用できるよう見直すことがあつせんされ、厚生労働省より、指摘を踏まえ必要な見直しを行う旨の回答があつたところですが、当組合においても、同様の取扱いとしたいと考えておりますので、必要な支援をお願いいたします。

(根拠法令)

地方公務員等共済組合法第 43 条第 16 項

## 制度改正に関する検討課題（中長期的な検討を求めるもの）

### ○「報酬」の範囲の見直し

被用者年金制度の一元化に伴う標準報酬制への移行によって、諸手当が実額で「報酬」に含まれることとなり、従来の手当率制のように諸手当の多寡に関わらず掛金が決定されることに対する不公平感は軽減されました。

しかしながら、全額が通勤費用に充てられ可処分所得とならない通勤手当も「報酬」に含まれることとなったため、道府県によっては通勤距離によって掛金負担に大きな差異が生じており、遠方から通勤している組合員には著しい不公平感があります。

このため、この件に関する過去からの議論は承知しておりますが、平成28年から通勤手当の非課税限度額が引き上げられたことや、地方公務員等共済組合法では健康保険法などと異なり「災害派遣手当」のように「報酬」から除外されている手当もあることから、通勤手当との関係で「報酬」の範囲を見直すことについて検討いただきますようお願いいたします。

（根拠法令）

地方公務員等共済組合法第2条第1項、地方公務員等共済組合法施行令第5条

### ○ 就労している者に係る年金受給のあり方の見直し

被用者年金制度の一元化によって、65歳未満の者の在職支給停止に係る基準額が引き下げられる等、公務員及び共済年金受給者に厚生年金が適用されるものとなりました。

その結果、一元化法の施行日以降、再就職等のライフプランに影響が生じており、その影響の軽減について検討いただきますようお願いいたします。

また、今後、生産年齢人口の減少が懸念される中で、高齢期における就労は、若者・女性の就労に並び重要な課題であり、65歳以上の高齢者が年金受給との関係で働く意欲を削がれることのないような制度となるよう検討いただきますようお願いいたします。

（根拠法令）

厚生年金保険法第46条、厚生年金保険法附則第11条